

同時発表：農林水産省、環境省

令和 7 年 8 月 22 日
水管理・国土保全局下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

令和 6 年度末の汚水処理人口普及状況について

令和 6 年度末における全国の汚水処理人口普及率は、93.7%（昨年度の調査より 0.4 ポイント増）となりました。

1. 汚水処理人口普及率

国土交通省、農林水産省、環境省は、毎年合同で各々が所管する下水道、農業集落排水施設等^{※1}、浄化槽等^{※2}の汚水処理施設の処理人口を調査し、総人口に対する割合を統一的な指標である「汚水処理人口普及率」として公表しています。

令和 6 年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1 億 1,613 万人であり、汚水処理人口普及率は 93.7%（令和 5 年度末 93.3%）となりました。一方で、約 780 万人が汚水処理施設を利用できない状況にあります。特に人口 5 万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は、前回調査から 0.5 ポイント増の 84.5% となったものの、全国平均からいまだ後れています。（資料 1-1）

※1：農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設

※2：浄化槽、コミュニティ・プラント

2. 処理施設別の普及状況

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが 1 億 140 万人（総人口に対する普及率 81.8%）、農業集落排水施設等によるものが 283 万人（同 2.3%）、浄化槽によるものが 1,175 万人（同 9.5%）、コミュニティ・プラントによるものが 15 万人（同 0.1%）でした。（資料 1-2）

汚水処理施設の整備は、地域の実情に応じた整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」に基づき、各地方公共団体が効率的、効果的な実施に努めており、国は引き続き、汚水処理施設の未普及地域早期解消に向けた支援を推進してまいります。

<問合せ先>

【下水道に関する問合せ】

◆国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室（上下水道審議官グループ）
課長補佐 辻、塩崎
TEL：03-5253-8111〔内線：34243、34238〕 03-5253-8431（直通）

【農業集落排水施設等に関する問合せ】

◆農林水産省 農林振興局 整備部 地域整備課 農村資源循環班
課長補佐 立川、事業係長 田淵、保全対策第 2 係長 小嶋、計画第 2 係長 白戸
TEL：03-3502-8111〔内線：5615〕 03-6744-2209（直通）

【浄化槽等に関する問合せ】

◆環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
室長補佐 永浦、指導普及係長 中山、環境専門調査員 杉浦
TEL：03-3581-3351 03-5501-3155（直通）

注）資料 1-1、1-2、1-3 及び 1-4 は汚水処理施設全体に係る国土交通省、農林水産省及び環境省の合同発表資料、
資料 2-1、2-2、2-3 及び 2-4 は下水道のみに係る国土交通省独自発表資料です。